

各自治会長 様
各自治会等代表者 様

令和5年度第3回 東京みんなでスマホ教室のお知らせ

東京都では、都営住宅等の集会所を活用して、都営住宅等の居住者と地域住民の方々を対象としたスマートフォンの基本的な操作方法を学ぶ「東京みんなでスマホ教室※（以下「スマホ教室」という。）」の開催を希望する自治会等を募集いたします。第1回、2回にお申込みいただいた自治会等もお申込みいただけます。

※スマホ教室の概要については別紙をご参照ください。

記

1 第3回スマホ教室 申込方法（ご希望の自治会等が対象です。）

自治会等にて参加者及び日程等を調整の上、以下のURLまたはQRコードよりホームページにアクセスし、必要事項を回答してください。開催希望日は第3希望まで回答することができます。

<https://e-apply.metro.tokyo.lg.jp/s/>



東京都行政手続クラウド申請> 手続の選択・申請> 06_20(自治会向け)都営住宅・都施行型都民住宅 各種届出・申込

※東京都行政手続クラウドのご利用には、事前にユーザ登録が必要です。

※申込フォームへの入力方法等が分からない場合は担当までお問合せください。

※パソコンやスマートフォンでの申込が困難な場合は別添の開催申込書（FAX 送信票）にご記入いただき、送信票に記載の宛先に送信してください。郵送（宛先は裏面右下）も可能です。

※開催を希望しない自治会等は回答不要です。

2 申込期限

令和5年11月24日（金曜日）まで

※申込多数の場合は期限内に申し込みをいただいても開催できないことがあります。ご了承ください。

（裏面へ続く。）

3 第3回スマホ教室開催日の決定

自治会等の希望をとりまとめ、12月下旬頃に開催を希望した自治会等に開催日を通知いたします。通知方法は、申請方法に関わらず郵送を予定しています。

開催が決定した自治会等には別途様式をお送りしますので、別途指定期日までに参加者の人数、スマートフォン所有状況等についてご回答ください。

4 その他

(1) 自治会等の皆様は開催のための会場（集会所）のご用意と参加者（居住者等の皆様）の募集をしていただくだけでスマホ教室を開催することが出来ます。

(2) 回答していただいた情報はスマホ教室の運営事業者に提供しますので、ご了承ください。ただし、本事業の目的以外に利用することはありません。

(3) 住民の方向けに作成したチラシを送付します。チラシの下部に自治会等の連絡先等を記載して、住民の方への周知と参加者募集にご活用ください。

※既に終わった回の（古い）チラシ等を掲示されている場合は、お手数ですが剥がしていただき、新しいチラシ等への差し替えをお願いします。

(4) その他、申込方法やスマホ教室の内容についてのご質問は下記の担当にお問合せください。

(5) 自治会長様（または代表者様）が交代している場合は、後任の自治会長様（または代表者様）へお渡しください。

【担当】

〒150-8322

東京都渋谷区神宮前 5-53-67

東京都住宅供給公社 都営管理課 スマホ教室担当

電話：0570-03-0071（J K K東京お客さまセンター）

携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

電話：03-6279-2652